

事務連絡  
令和2年2月18日

各厚生労働大臣認可  
各都道府県水道行政主管部（局） 担当者 殿

（ 水道事業者  
水道用水供給事業者 ） 担当者 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた  
対応について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき御礼申し上げます。  
政府の新型コロナウイルス感染症対策本部の新型コロナウイルス感染症対策専門家  
会議において、別添のとおり「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」  
が取りまとめられ、昨日公表されたところです。

貴水道事業者等におかれましては、職員及びその家族等による適切な相談及び受診が  
なされるよう、周知等のご対応をお願いいたします。

各都道府県水道行政担当部（局）におかれましては、貴管下都道府県知事認可の水道  
事業者等に対して、本件を周知いただきますようよろしくお願いいたします。

<参考>

- ・ 新型コロナウイルスを防ぐには

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596861.pdf>

- ・ 新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html)

（連絡先）

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

担当： 鮫島、中川

電話： 03-3595-2368（直通）

E-mail： [suidougijutsu@mhlw.go.jp](mailto:suidougijutsu@mhlw.go.jp)

## 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

### 1. 相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。

### 2. 帰国者・接触者相談センターに御相談いただく目安

- 以下のいずれかに該当する方は、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
  - ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方  
(解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。)
  - ・ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方
- なお、以下のような方は重症化しやすいため、この状態が2日程度続く場合には、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
  - ・ 高齢者
  - ・ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある方や透析を受けている方
  - ・ 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

(妊婦の方へ)

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センターに御相談ください。

(お子様をお持ちの方へ)

小児については、現時点で重症化しやすいとの報告はなく、新型コロナウイルス感染症については、目安どおりの対応をお願いします。

- なお、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に御相談ください。

### 3. 相談後、医療機関にかかるときのお願い

- 帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット(咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる)の徹底をお願いします。